

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

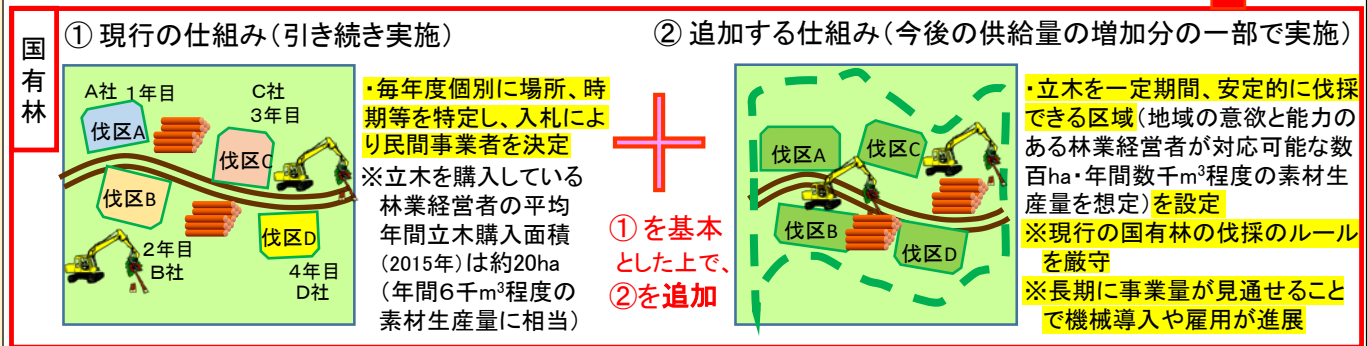
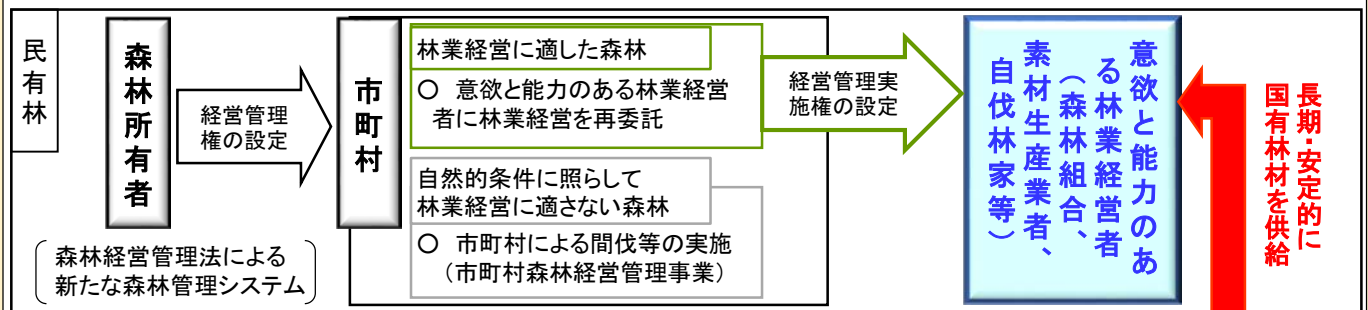
背景

- 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な民有林を意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)に集積・集約することとしたところ。
- このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、民有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。
- ⇒ 今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。
- ⇒ 併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。

改正の概要

1 国有林野の管理経営に関する法律の改正

- 国有林の一定の区域において、一定の期間、安定的に樹木を採取(伐採)できる権利を、民有林材の供給を圧迫しないよう、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件としつつ、意欲と能力のある林業経営者に設定できるようにする。(第8条の5～第8条の12)
- その際、国有林野の公益的機能の維持増進等を図るため、権利を設定された者(権利者)は、5年ごとに、樹木の採取の具体的な条件等について、現行の国有林の伐採のルール(箇所毎の皆伐上限面積、保残帯の設置等)に適合した契約を国と締結する。加えて、国は、権利者に樹木採取と再造林を一体的に行うよう申し入れることとし、再造林が適切に行われるようにする。(第8条の14、第8条の25)
- 権利者が実施契約に係る重大な違反行為を行ったとき等の場合は、国は樹木採取権を取り消す。(第8条の22)



2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画(事業計画)を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)による金融上の措置(債務保証及び低利の資金融通)を講ずる。(第4条、第16条)

3 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

2の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加。(第3条、第12条)

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成31年3月
農林水産省

趣旨

森林経営管理法による新たな森林管理システムでは経営管理が不十分な民有林を、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとした。このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であることから、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。

このため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充するとともに、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備を行う。

法案の概要

I 国有林野の管理経営に関する法律の改正

1 樹木採取区の指定

農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、

- ① 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること（森林の条件）
- ② 指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること（経済的社会的条件）

等の基準に該当するものを、樹木採取区として指定することができる。

2 樹木採取権

農林水産大臣は、林業経営者に、一定期間、安定的に、樹木採取区に生育している樹木を採取する権利（樹木採取権）を設定することができる。樹木採取権は物権とみなす。樹木採取権の存続期間は50年以内とする。

3 樹木採取権の設定を受ける者の公募、選定、事業の実施

(1) 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件

樹木採取権の設定を受ける者は、

- ① 森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること
- ② 民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等（川中事業者）及び木材製品利用事業者等（川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること

等の基準に適合していなければならない。

(2) 樹木採取権の設定を受ける者の公募

農林水産大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募する。

(3) 樹木採取権の設定を受ける者の選定

農林水産大臣は、(2)の公募の応募者のうち、(1)の必須条件に適合している者の中から、樹木料（4②参照）の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、関係都道府県知事に協議の上、樹木採取権者を選定する。

(4) 樹木採取権実施契約の締結

① 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な施業の計画（樹木を採取する箇所、面積、採取方法等）や、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む契約（樹木採取権実施契約）を締結しなければならない。

② ①の契約は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものでなければならない。

③ ①の契約は、5年ごとに締結しなければならない。

4 権利設定料等の徴収

① 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、その設定を受けた者（樹木採取権者）から、樹木採取権の設定の対価として権利設定料を徴収する。

② また、樹木採取権者は、樹木を採取する前に、樹木の対価として樹木料を国に納付しなければならない。

5 樹木採取権者への指示、樹木採取権の取消し

① 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができることとし、正当な理由なく当該指示に従わないときは、権利を取り消すことができる。

② 農林水産大臣は、樹木採取権者が3(4)②のルールに適合しない伐採を行うなど、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができる。

6 植栽関係

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

Ⅱ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法及び独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

1 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

- ① 本法の対象者に、川上事業者として意欲と能力のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を加えるとともに、川下事業者（中小住宅生産者等）を新たに位置付ける。
- ② 川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金（信用基金）による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講ずる。

2 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

- 1 ②の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加する。

施行期日

平成32年4月1日

国有林改正法案の概要について

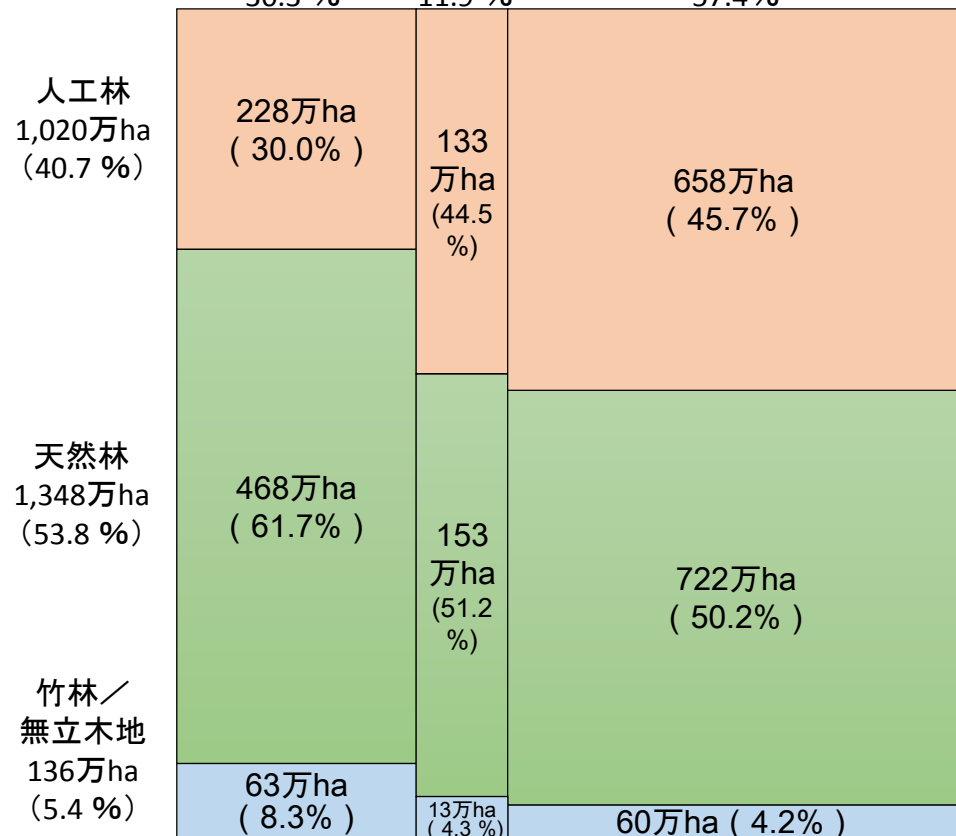
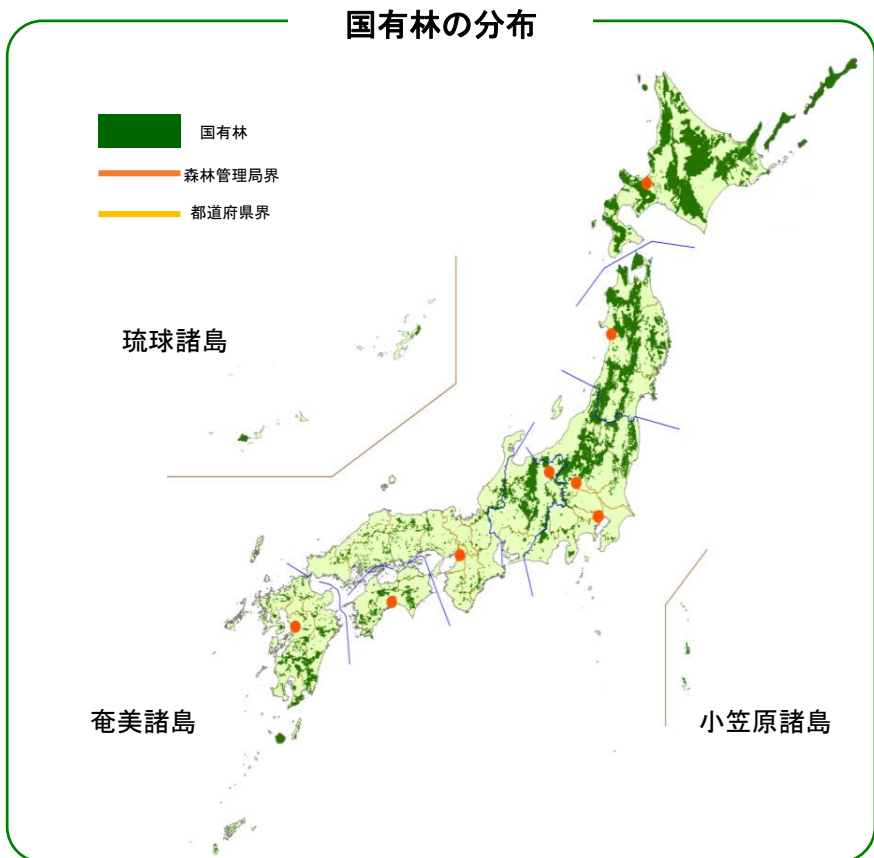
林野庁

1. 国有林野事業について

- 我が国の国土の約2割、森林の約3割を占める「国有林」は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など重要な公益的機能を発揮。
- 国有林野の約9割が保安林に指定されているほか、原始的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産地域のほぼ全域が国有林野。
- 国有林野事業については、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与など、国民が国有林野に求める役割を果たしていけるよう、平成10年の抜本的改革で管理経営の目標を明らかにするとともに、平成25年度から一般会計に移行。

■森林面積(2,505万ha)の内訳

	国有林	公有林	私有林
	759万ha	299万ha	1,439万ha
	30.3 %	11.9 %	57.4 %



2. 国有林野事業の現状等

- 国有林野事業は、①公益重視の管理経営の一層の推進、②林産物の持続的・計画的供給、③地域の産業振興・福祉向上への寄与の3つの役割の下に、その組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化に貢献。

○ 生物多様性の保全

・ 国有林では、大正4(1915)年から原生的な天然林や希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」として設定し、保護・管理。

・ 野生生物の移動経路を確保するため、保護林を中心に「緑の回廊」を設定し、希少種の保護や遺伝的な多様性を確保。

(国有林の約2割が保護林と緑の回廊)

・ 世界自然遺産区域の陸域のほぼ全域(95%)が国有林野。

・ 外来種の繁茂が森林の生物多様性に悪影響を及ぼす恐れのある地域において、外来種の駆除を実施。



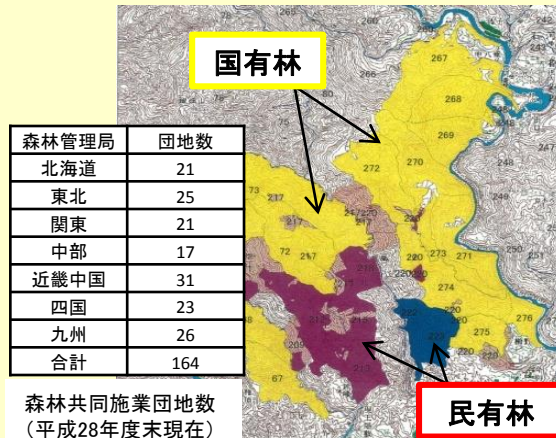
「奥羽山脈緑の回廊」でのモニタリング調査で撮影されたニホンカモシカ



小笠原諸島での外来種アカギの駆除

○ 民有林と連携した森林整備等の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と国有林が連携して森林共同施業団地を設定し、民有林と連携・連結した路網や中間土場の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷等による事業の効率化を推進。



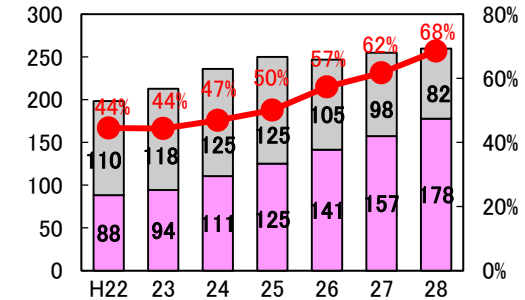
○ 林産物の安定供給

充実してきた人工林資源を活用し、国産材の2割を供給しうる国有林の特性を活かし、

- ・ システム販売
- ・ 民有林との協調出荷による供給規模の大ロット化

等の推進を通じて、林産物の安定的・効率的な供給体制の構築へ貢献。

(※システム販売とは、製材・合板工場等と協定を締結して、国有林材を安定的に供給する販売方法。)



国有林素材供給とシステム販売の状況

■ システム販売以外
■ システム販売

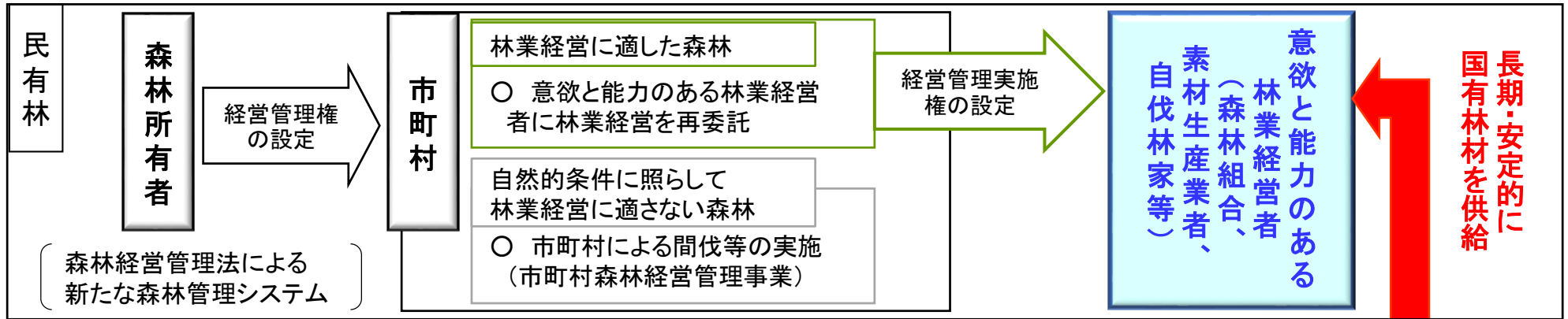
(参考) 今後の林産物の供給見通し

森林・林業基本計画(平成28年変更)において、平成37年の国産材供給量が4000万m³に増加(平成26年2400万m³)する目標。

現在、国有林からは、国産材全体の2割弱の木材を供給しており、将来的にも、国有林からは同程度の割合で木材を供給していく見通し。

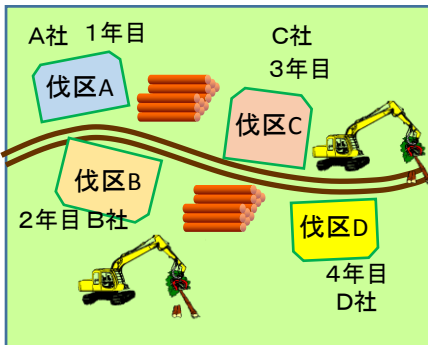
3. 新たな森林管理システムの円滑な実施を支援していくための国有林の取組

- 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な私有林を意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとしたところ。
- このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、私有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。
- 今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。
- 併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。



国有林

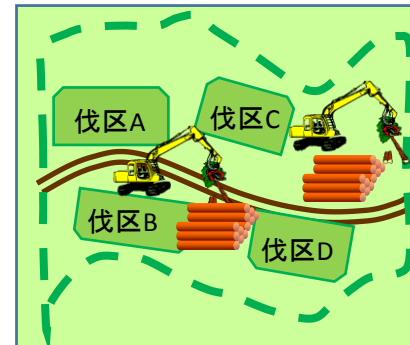
① 現行の仕組み（引き続き実施）



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により民間事業者を決定

※立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積（2015年）は約20ha（年間6千m³程度の素材生産量に相当）

② 追加する仕組み（今後の供給量の増加分の一部で実施）



・立木を一定期間、安定的に伐採できる区域（地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定）を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

+

①を基本とした上で、②を追加

新たな森林管理システムを円滑に進めるための国有林からの木材供給対策について (案)

川上側の林業と川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進め、意欲と能力のある林業経営者を育成しながら、木材需要の拡大を図ることが重要。このため、新たな森林管理システムを円滑に進めるための国有林からの木材供給対策として、今後増加が見込まれる国有林材について、新たな立木の伐採・販売手法を導入することとし、以下の方向で法律案等を検討する。

1. 従来の入札による立木の売買制度に加え、国有林野の資源状況等を踏まえ一定の区域を設定し、一定の期間内(10年を基本とし、上限は50年間)、事業者が立木の伐採を行うことができる物権的権利を付与する制度を創設する。
2. その際、長期・安定的に立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえ、権利の対価(長期・安定的に立木を独占して伐採することで期待される利益増加分の一部)について権利取得時に納入を求める。
3. 対象の事業者は、森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)及び同等の者(以下「意欲と能力のある林業経営者等」という。)とし、投資のみを目的とする者は対象としない。また、中小規模の事業者が共同して権利の設定を受けることで、地域で素材生産者、製材・合板業者等の事業者が水平連携することを促進する。

4. さらに、民有林からの供給を圧迫しないよう、木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する意欲と能力のある林業経営者等に限り本権利を設定する仕組みとする。
(事業者の選定は、公募により、上記3及び4の要件を満たす者の中から、価格、事業者の信頼度等の点を勘案し決定する仕組みを検討。)
5. 事業の実施に当たっては、具体的な施業の計画を作成し、国が認めた場合に伐採できる仕組みとする。その際、国有林野の公益的機能の確保が図られるよう措置する(例えば、伐採上限面積や伐採総量の上限設定など現行の国有林のルールを遵守)。
また、施業の計画によらずに伐採を違法に行った場合は、権利を取り消すなどのペナルティ措置を講ずる。
6. 主伐後の再造林を確実に実施するため、権利を有する林業経営者に伐採と再造林を一貫して行わせる。造林木は国の所有物となるため、国が経費を支出する。
7. 意欲と能力を有する林業経営者等の育成を図るため、川上・川中の中小事業者に加えて、これらと連携して新たな木材需要の開拓に資する取組を行う中小川下事業者に対する資金供給を円滑化する。
8. 上記の制度改正に加え、再造林や林道等森林整備、治山対策、人材育成、木材利用の拡大対策など林業成長産業化に資する予算について、引き続き、確保に努める。

4. 「新たな森林管理システムを円滑に進めるための国有林からの木材供給対策について」 の具体的内容

法案提出に向けた基本的な考え方	具体的内容
<p>1. 立木の伐採に係る権利</p> <p>従来の入札による立木の売買制度に加え、国有林野の資源状況等を踏まえ<u>一定の区域を設定し、一定の期間内</u>(10年間を基本とし、上限は50年間)、事業者が立木の伐採を行うことができる<u>物権的権利</u>を付与する制度を創設する。</p>	<p>1 樹木採取区の指定 【法律に規定】</p> <p>農林水産大臣は、<u>効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域</u>であること(森林の条件) ・ <u>指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるもの</u>であること(経済的社会的条件) <p>等の<u>基準に該当するものを、樹木採取区として指定することができる。</u></p> <p>2 樹木採取権 【法律に規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農林水産大臣は、意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産事業者、自伐林家等)に、一定期間、安定的に、樹木採取区に生育している樹木を採取する権利(樹木採取権)を設定することができる。</u> ・ 樹木採取権は物権とみなす。 ・ 樹木採取権の存続期間は50年以内とする*。 <p>* 50年は一般的な人工林の造林から伐採までの一周期。</p> <p>【運用】</p> <p><u>樹木採取権の存続期間については、10年を基本として設定。</u></p> <p><u>地域の産業の振興への寄与の観点から、地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定。なお、立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積(2015年)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)。</u></p>

法案提出に向けた基本的な考え方

具体的内容

2. 権利の対価

その際、長期・安定的に立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえ、権利の対価（長期・安定的に立木を独占して伐採することで期待される利益増加分の一部）について権利取得時に納入を求める。

1 権利設定料の徴収 【法律に規定】

- 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、その設定を受けた者（樹木採取権者）から、樹木採取権の設定の対価として権利設定料を徴収する。

【運用】

権利設定料の額については、樹木採取区ごとに、国が一定の事業量の確保に伴うコスト低減相当額を踏まえて一律に算定。また、権利設定料の納付については分割払いを可能とする。

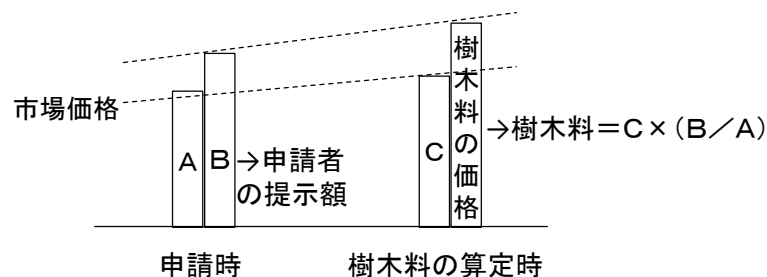
2 樹木料の徴収 【法律に規定】

- 樹木採取権者は、樹木を採取する前に、樹木料を国に納付しなければならない。

【運用】

樹木料は、樹木の対価として、国が毎年度、樹木採取権者が採取を予定する林分について、申請者が申請時に提示する額と申請時の市場価格との比率※に採取時の市場価格を乗じた額を踏まえ算定。

○樹木料の算定方法のイメージ



※申請者が申請時に提示する額と申請時の市場価格との比率：B/A

法案提出に向けた基本的な考え方	具体的内容
<p>3. 権利設定を受ける者</p> <p>対象の事業者は、森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)及び同等の者(以下「意欲と能力のある林業経営者等」という。)とし、投資のみを目的とする者は対象としない。また、<u>中小規模の事業者が共同して権利の設定を受けることで、地域で素材生産者、製材業者等の事業者が水平連携することを促進する。</u></p> <p>4. 川中・川下との連携</p> <p>さらに、<u>民有林からの供給を圧迫しないよう、木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する意欲と能力のある林業経営者等に限り本権利を設定する仕組みとする。(事業者の選定は、公募により、上記3及び4の要件を満たす者の中から、価格、事業者の信頼度等の点を勘案し決定する仕組みを検討。)</u></p>	<p>1 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件 【法律に規定】</p> <p>樹木採取権の設定を受ける者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること</u> ② <u>民有林からの供給を圧迫しないため、木材の新規需要開拓を行うなど、木材利用事業者等(川中事業者)及び木材製品利用事業者等(川下事業者)との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること等の基準に適合していなければならない。</u> <p>【運用】</p> <p>①については、森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営者として都道府県が公表している者及びこれと同等の者とする。 ※投資のみを目的とする者は対象とならない</p> <p>2 樹木採取権の設定を受ける者の公募 【法律に規定】</p> <p><u>農林水産大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募する。</u></p> <p>【運用】</p> <p>単独による申請の他、複数の事業者が水平連携して協同組合等の法人として申請することも可能とする。</p> <p>3 樹木採取権の設定を受ける者の選定 【法律に規定】</p> <p>農林水産大臣は、<u>1の必須条件に適合している者の中から、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>樹木料の算定の基礎となる申請額</u> ② <u>事業の実施体制</u> ③ <u>地域における産業の振興に対する寄与の程度</u> <p>等を勘案して、関係都道府県知事に協議の上、樹木採取権者を選定する。</p>

法案提出に向けた基本的な考え方

具体的内容

5. 公益的機能の確保

事業の実施に当たっては、具体的な施業の計画を作成し、国が認めた場合に伐採できる仕組みとする。その際、国有林野の公益的機能の確保が図られるよう措置する（例えば、伐採上限面積や伐採総量の上限設定など現行の国有林のルールを遵守）。

また、施業の計画によらずに伐採を違法に行った場合は、権利を取り消すなどのペナルティ措置を講ずる。

1 樹木採取権実施契約の締結 【法律に規定】

・ 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な施業の計画（樹木を採取する箇所、面積、採取方法等）、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む契約（樹木採取権実施契約）を締結しなければならない。

・ 樹木採取権実施契約の内容は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採ルールに則り、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものでなければならない。

（これにより、現行の国有林の伐採ルール（一箇所当たりの伐採面積の上限（概ね5ha）や尾根や溪流沿いへの保残帯（概ね50m以上）の設置、単年及び5年間の伐採面積の上限等）の遵守を担保。）

・ 樹木採取権実施契約は、5年ごとに締結しなければならない。

2 樹木採取権者への指示、樹木採取権の取消し 【法律に規定】

・ 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができることとし、正当な理由なく当該指示に従わないときは、権利を取り消すことができる。

・ 農林水産大臣は、樹木採取権者が伐採のルールに適合しない伐採を行うなど、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができる。

【運用】

報告は必要に応じて求めるほか、毎年、伐採面積等の実績を報告させ、樹木採取権実施契約の実施状況を確認することとする。

法案提出に向けた基本的な考え方	具体的内容
<p>6. 再生林の取扱い</p> <p>主伐後の再生林を確実にかつ効率的に実施するため、<u>権利を有する林業経営者に伐採と再生林を一貫して行わせる</u>。造林木は国の所有物となるため、国が経費を支出する。</p>	<p>再生林の申し入れ 【法律に規定】</p> <p><u>農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地における植栽の効率的な実施を図るため、樹木採取権者に対し、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。</u></p> <p>【運用】</p> <p><u>伐採と併せて再生林を樹木採取権者が受託して行うことを内容に含む樹木採取権実施契約を締結する旨を公募時に提示し、樹木採取権者に伐採と再生林を一貫して行わせることとする。</u>再生林は国が経費を支出するため、造林木は国の所有物となり、国が管理。</p>

法案提出に向けた基本的な考え方	具体的内容																																														
<p>7. 資金供給の円滑化</p> <p>意欲と能力を有する林業経営者等の育成を図るため、川上・川中の中小事業者に加えて、これらと連携して新たな木材需要の開拓に資する取組を行う中小川下事業者に対する資金供給を円滑化する。</p>	<p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正 【法律に規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法の対象者に、川上事業者として意欲と能力のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を加えるとともに、川下事業者(中小住宅生産者等)を新たに位置付ける。 川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画(事業計画)を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)による金融上の措置(債務保証及び低利の資金の融通)を講ずる。 																																														
<p>8. 予算</p> <p>上記の制度改正に加え、再造林や林道等森林整備、治山対策、人材育成、木材利用の拡大対策など林業成長産業化に資する予算について、引き続き、確保に努める。</p>	<p>平成31年度林野関係予算</p> <p>＜林業の成長産業化と生産流通構造改革の推進＞</p> <p>新たな森林管理システムと森林環境税(仮称)の創設による林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するとともに、木材の輸出も含めた需要拡大を行うことにより、時代の転換期に即した森林・林業施策を充実。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">H31当初</th> <th style="text-align: center;">H30補正</th> <th style="text-align: center;">計</th> <th style="text-align: right;">(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総額</td> <td style="text-align: center;">3,433 (対前年114%)</td> <td style="text-align: center;">1,228</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">4,661</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公 共</td> <td>・ 森林整備事業</td> <td style="text-align: center;">1,413</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">182</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,595</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; border: 1px solid black;">2,646</td> </tr> <tr> <td>・ 治山事業</td> <td style="text-align: center;">856</td> <td style="text-align: center;">195</td> <td style="text-align: center;">1,051</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">非 公 共</td> <td style="text-align: center;">241</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">・ 林業成長産業化総合対策＜一部公共＞</td> <td style="text-align: center;">241</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">・ 「緑の人づくり」総合支援対策</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">・ 合板・製材・集成材国際競争力強化対策＜一部公共＞</td> <td></td> <td style="text-align: center;">392</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「臨時・特別の措置」を含む</p>			H31当初	H30補正	計	(億円)	総額		3,433 (対前年114%)	1,228	4,661		公 共	・ 森林整備事業	1,413	182	1,595	2,646	・ 治山事業	856	195	1,051	非 公 共		241				・ 林業成長産業化総合対策＜一部公共＞		241				・ 「緑の人づくり」総合支援対策		47				・ 合板・製材・集成材国際競争力強化対策＜一部公共＞			392		
		H31当初	H30補正	計	(億円)																																										
総額		3,433 (対前年114%)	1,228	4,661																																											
公 共	・ 森林整備事業	1,413	182	1,595	2,646																																										
	・ 治山事業	856				195	1,051																																								
非 公 共		241																																													
・ 林業成長産業化総合対策＜一部公共＞		241																																													
・ 「緑の人づくり」総合支援対策		47																																													
・ 合板・製材・集成材国際競争力強化対策＜一部公共＞			392																																												

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

一 樹木採取権の設定

- (一) 農林水産大臣は、民間事業者に二の(一)の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができるものとする。
 - (二) (一)の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽された樹木を含まないものとする。
 - (三) 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。
- （第八条の五関係）

二 樹木採取区の指定

- (一) 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであ

ることその他の基準に該当するものを樹木採取区として指定することができるものとする。

- (二) 農林水産大臣は、(一)による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならないものとする。

(第八条の六関係)

三 公募

農林水産大臣は、二の(一)による指定をしたときは、樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、権利設定料の額等をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

(第八条の七関係)

四 設定の申請

- (一) 二の(一)により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならないものとする。

- (二) (一)の申請をしようとする者は、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項、樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ)の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法

(平成八年法律第四十七号) 第四条第一項に規定する木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等(以下「木材の需要者」という。)との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならないものとする事。

- (三) (一)の申請をしようとする者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づいて木材の需要者と共同して作成した木材の安定的な取引関係の確立を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という。)に関する計画(以下「事業計画」という。)について認定を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画の写しを提出したときは、(二)の申請書について、木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項の記載を省略することができるものとする事。

(第八条の八及び第八条の九関係)

五 選定

- (一) 農林水産大臣は、四の(一)の申請をした者(以下「申請者」という。)が、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有すると認められること、その申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること、木材の需要者との連携により木材の安定的

な取引関係を確立することが確実と認められること等の基準に適合しているかどうかを審査しなければならぬものとする。

- (二) 農林水産大臣は、(一)により審査した結果、申請者が(一)の基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。
- (第八条の十関係)

六 欠格事由

国有林野の管理経営に関する法律又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者、樹木採取権を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者、十分な社会的信用を有していない者等は、三の公募に応じることができないものとする。

(第八条の十一関係)

七 樹木採取権の設定を受ける者の決定等

- (一) 農林水産大臣は、五の(二)により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものと

すること。

(二) 農林水産大臣は、(一)の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならないものとする。

(三) 農林水産大臣は、(一)の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

(第八条の十二関係)

八 事業の開始の義務

樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならないものとする。

(第八条の十三関係)

九 樹木採取権実施契約

(一) 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、施業の計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項等をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならないものとする。

(二) 樹木採取権実施契約の内容については、(一)の施業の計画が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準並びに樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合し、また、申請書の内容に即するものでなければならないものとする。

(三) 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならないものとする。

(四) 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならないものとする。

(第八条の十四関係)

十 樹木採取権の性質等

(一) 樹木採取権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用するものとする。

(二) 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることのできないものとする。

(三) 樹木採取権は、分割し、又は併合することができないものとする。

(四) 樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）をしようとするときは、当

該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならないものとする。

(五) 農林水産大臣は、(四)の申請をした者が五の(一)の基準に適合し、かつ、六の者に該当しないこと等の基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないものとする。

(六) 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができないものとする。

(七) 法人の合併その他の一般承継によって樹木採取権を取得した者は、農林水産大臣に届出をし、その届出をした者が五の(一)の基準に適合し、かつ、六の者に該当しないこと等の基準に適合しないと認めるときは、農林水産大臣は、一定の期間内に樹木採取権を譲渡すべき旨をその者に通知しなければならないものとする。

(第八条の十五から第八条の十八まで関係)

十一 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の存続期間は、五十年以内とするものとする。

(第八条の十九関係)

十二 登録

樹木採取権及びこれを目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限については、樹木採取権登録簿に登録するものとし、当該登録は、登記に代わるものとする。 (第八条の二十関係)

十三 指示等

農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に
関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(第八条の二十一関係)

十四 樹木採取権の取消し等

農林水産大臣は、樹木採取権者が偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき、事業を
実施できなかったとき、若しくはこれを実施できないことが明らかとなったとき、九の(二)の樹木の採取に
関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項に
ついて重大な違反があつたとき等に該当するとき又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、樹木採
取権を取り消すことができるものとする。

(第八条の二十二関係)

十五 樹木採取権者に対する補償

国は、公益上やむを得ない必要が生じたことによる樹木採取権の取消し等によって損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であった者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

(第八条の二十三関係)

十六 採取跡地の植栽

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(第八条の二十五関係)

第二 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

一 目的の追加

木材の安定供給の確保に関する特別措置法の目的として、木材の利用の促進を図る措置を講ずることを追加するものとする。

(第一条関係)

二 事業計画の認定を受けることができる者の拡大

事業計画の認定を受けることができる者として、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）に基

づいて公表されている民間事業者等及び木材を原材料とする製品を利用する事業を行う者等を追加するものとする。

(第四条関係)

三 独立行政法人農林漁業信用基金の業務の追加

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、森林所有者等及び木材の需要者が共同して作成し、都道府県知事等の認定を受けた事業計画に係る木材安定供給確保事業に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、資金の貸付け及び債務の保証を行うものとする。

(第十六条関係)

四 国有林野の管理経営に関する法律との関係

森林所有者等が第一の一の(一)の樹木採取権の設定を受けた場合において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等及び第一の四の(二)の申請書に記載された木材の需要者から都道府県知事等に申請があったときは、これらの者を事業計画の認定を受けた者と、当該申請書を当該認定に係る事業計画とみなすものとする。

(第二十四条関係)

第三 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

信用基金の業務として、第二の三の業務を追加するものとする事。

(第十二条第一項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一による改正後の国有林野の管理経営に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第三条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする事。

(附則第四条から第九条まで関係)

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)

第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 分収造林(第九条―第十七条)」を

「第二章の二 樹木採取権(第八条の五―第八条第三章 分収造林(第九条―第十七条))

の二十六)

に改める。

「

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 樹木採取権

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利(以下「樹木採取権」という。)を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

（樹木採取区の指定）

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び私有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

（公募）

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

（設定の申請）

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（以下「申請額」という。）

六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画（同項に規定する事業計画をいう。以下この項

において同じ。)に係るものに限る。)を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画(同条第三項第二号口の森林の区域に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。)の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

三 第八条の二十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(事業の開始の義務)

第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2 樹木採取権者は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 樹木採取権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 樹木採取権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

- イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項
 - ロ 樹木の採取方法に関する事項
 - ハ 各年ごとの採取面積に関する事項
 - ニ 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項
 - 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項
 - 四 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項
- 2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適

合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができ。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(性質)

第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)

第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

2 樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転を

しようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しな

ければならない。

一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

(登録)

第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

- 一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限
 - 二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限
- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。
（指示等）

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（樹木採取権の取消し等）

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取

り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

ニ 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき。

ヌ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

二 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。

(樹木採取権者に対する補償)

第八条の二十三 国は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者(以下この条において

単に「樹木採取権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた金額を樹木採取権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権（国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しに

よるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(農林水産省令への委任)

第八条の二十六 この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十条第三号中「(人工下種を含む。以下同じ。)」を削る。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十四条」に、「第二十二条・第二十三条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第一条中「及び流通の円滑化」を「、流通の円滑化及び利用の促進」に改める。

第四条第一項中「指定地域内」を「森林所有者等（指定地域内）」に、「又は収益」を「若しくは収益」に、「（以下「森林所有者等」という）を「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ）」に、「又はその」を「若しくはその」に改め、「この条において」を削り、「と共同して」を「又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号へ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号へ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおい

て「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して」に、「第三項第二号ハの事業所又は」を「同項第二号ハの事業所、」に、「が当該」を「又は同号へ(2)の事業所若しくは区域が当該」に改め、同条第二項中「又は木材利用事業者等」を「木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等」に改め、同項第二号中「者又は」を「者、」に改め、「開設する者」の下に「（第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という。）又は木材の輸送を業として行う者」を加え、同条第三項第二号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

第四条第三項第二号に次のように加える。

- へ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあつては、次に掲げる事項
- (1) 木材の需要の開拓の内容
 - (2) 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

第四条第三項第四号中「保安林」の下に「（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「の認定」を「の認定（当該認定に係る事業計画が第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ。）」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「保安林」を「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「保安林」を「第四項に規定する事項（保安林）」に、「を含む」を「を含むものに限る。」を含む」に、「第三項第二号ロに掲げる」を「第四項に規定する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中の立木の伐採及び伐採後の造林」を「についての第四項に規定する事項」に、「第三項第二号ロに掲げる」を「第四項に規定する」に、「当該」を「当該事業計画において」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に、「に対する」を「又は木材製品利用事業者等に対する」に改め、同項第三号中「前項第二号」を「第三項第二号」に、「が同項第一号」を「（前項の規

定により同項に規定する事項を記載した場合にあつては、当該事項を含む。）が第三項第一号」に改め、同項第四号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

第五条第二項中「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「前条第四項から第十二項まで」を「前条第五項から第十三項まで」に改める。

第六条第二項中「第四条第五項から第十一項まで」を「第四条第六項から第十二項まで」に改める。

第七条中「に従つて」を「（第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。次条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）に従つて」に改める。

第九条第一項中「事業計画」の下に「（第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。）」を加える。
第二十三条を第二十六条とする。

第二十二條中「前條」を「第二十三條」に改め、同條を第二十五條とする。

第二章中第二十一條を第二十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

（国有林野の管理經營に関する法律との關係）

第二十四條 森林所有者等が国有林野の管理經營に関する法律第八條の十二第一項の規定により同法第八條の五第一項に規定する樹木採取權の設定を受けた場合（当該樹木採取權に係る同法第八條の六第一項の樹木採取區が指定地域内にある場合に限る。）において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等並びに当該樹木採取權に係る同法第八條の八第二項の申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があつたときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなして、第十五條から第十七條まで、第二十一條、第二十二條及び前條（同條の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。

第二十條を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とする。

第十八條中「（昭和二十六年法律第二百四十六号）」を削り、同條を第二十條とし、第十七條を第十九條とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（森林組合等の事業の利用の特例）」を付し、第十五条の次に次の二条を加える。

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）

第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、木材安定供給確保事業（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 信用基金に出資している認定事業者であつて次に掲げるもの（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつているハに掲げる者を含む。）が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第

十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（ロ及びハにおいて「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）又は木材製品利用事業者（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

三 前二号の業務に附帯する業務

（都道府県の特別会計）

第十七条 前条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行

うものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）

2 第十六条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、第十七条の規定によりその経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において行う場合であつて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第八条に規定する経理を当該特別会計において行うときは、当該経理を第十七条に規定する経理と併せて行うことができる。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第三条 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「こと、」の下に「都道府県が行う木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給特措法」という。）第十六条第一号に規定する事業並びに」を加える。

第七条の二第三項第一号中「第十七条第二号」の下に「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ロ」を加え、「同法第十七条第一号」を「林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に改める。

第十二条第一項第五号中「次条及び」を「次条、」に、「の規定」を「及び木材安定供給特措法第十六条第二号の規定」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 都道府県に対し木材安定供給特措法第十六条第一号の規定による貸付けを行うこと。

第十四条第一項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改める。

第十五条第二号中「に掲げる業務及びこれ」を「及び第六号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条

第三号中「第十二条第一項第六号から第九号まで」を「第十二条第一項第七号から第十号まで」に改める。

第十七条中「及び第九号」を「、第六号及び第十号」に改める。

第二十条第一項中「林業・木材産業改善資金助成法」の下に「、木材安定供給特措法」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第四条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第四十三条の三第一項中「第十二条第一項第九号」を「第十二条第一項第十号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第五条 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条の十一第一項中「及び第九号」を「第六号及び第十号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四号又は第四号の二」を「又は第四号から第四号の三まで」に、「又は公共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は樹木採取権」に改める。

第十一条第一項中「又は公共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は樹木採取権」に改める。

別表第一第四号の二の次に次のように加える。

四の三 樹木採取権の登録（樹木採取権の信託の登録を含む。）	
（一） 設定の登録	樹木採取権の価額 千分の一
（二） 移転の登録	
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	樹木採取権の価額 千分の一
ロ その他の原因による移転の登録	樹木採取権の価額 千分の五

(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保 不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当 付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度 金額 千分の四
(四) 抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度 金額 千分の一
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度 金額 千分の二
(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割 後の共有者の数で 極度金額を除いて 計算した金額 千分の二
(六) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数 一件につき千

(七) 信託の登録	イ 抵当権の信託の登録	債権金額又は極度	千分の二
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	樹木採取権の価額	千分の一	
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）	樹木採取権の件数	一件につき千	円
(九) 登録の抹消	樹木採取権の件数	一件につき千	円

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十
 一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第七条の二第三項第一号の項中「第十七条第二号に」を「若しくは木材安定供給特措法第十条第六号第二号口に」に、「第十七条第二号若しくは」を「、木材安定供給特措法第十六条第二号口若しくは」に、「同法第十七条第一号」を「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に、「林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号」を「、木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に改め、同表第十五条第二号の項中「第十二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「及び暫定措置法」を「並びに暫定措置法」に改め、同表第十七条の項中「及び第九号」を「、第六号及び第十号」に改める。

(破産法の一部改正)

第八条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「公共施設等運営権」の下に「、樹木採取権」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百六条の五第一項中「収入額」の下に「並びに同法第八条の五第三項に規定する権利設定料及

び同法第八条の第十四第四項に規定する樹木料の収入額の合計額」を、「費用」の下に「並びに同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権に関する事務の執行のために要する費用」を加える。

理由

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条目次

一	国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）	（第一条関係）	1
二	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）	（第二条関係）	13
三	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）	（第三条関係）	23
四	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	（附則第四条関係）	26
五	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）	（附則第五条関係）	27
六	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第六条関係）	28
七	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）	（附則第七条関係）	31
八	破産法（平成十六年法律第七十五号）	（附則第八条関係）	33
九	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	（附則第九条関係）	34

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一章の二 管理経営に関する計画（第四条―第六条の四）</p> <p>第一章の三 調査業務の委託（第六条の五―第六条の十六）</p> <p>第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条―第八条の四）</p> <p>第二章の二 樹木採取権（第八条の五―第八条の二十六）</p> <p>第三章 分収造林（第九条―第十七条）</p> <p>第四章 分収育林（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第五章 共用林野（第十八条―第二十四条）</p> <p>第六章 雑則（第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二章の二 樹木採取権</p> <p>（樹木採取権の設定）</p> <p>第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。</p> <p>2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。</p> <p>（樹木採取区の指定）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一章の二 管理経営に関する計画（第四条―第六条の四）</p> <p>第一章の三 調査業務の委託（第六条の五―第六条の十六）</p> <p>第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条―第八条の四）</p> <p>第三章 分収造林（第九条―第十七条）</p> <p>第四章 分収育林（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第五章 共用林野（第十八条―第二十四条）</p> <p>第六章 雑則（第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成

を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する
一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域におい
て国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進すること
により産業の振興に寄与すると認められるものであることその他
の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として
指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞な
く、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなけ
ればならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除すると
きも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をした
ときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を
あらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する
者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。

以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請を
するために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区
において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水
産大臣にその旨を申請しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針
- 二 樹木採取区の所在地
- 三 氏名又は名称及び住所
- 四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの
- 五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（以下「申請額」という。）
- 六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要とな

(新設)

る事項として農林水産省令で定めるもの

2 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四條第一項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画（同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画（同条第三項第二号ロの森林の区域に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（選定）

第八條の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八條の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならぬ。

- 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。
- 二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。
- 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について、

（新設）

て評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

三 第八条の二十二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないこととの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(新設)

(新設)

(事業の開始の義務)

第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2 樹木採取権者は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 樹木採取権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 樹木採取権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容を含む契約(以下「樹木採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容を含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するもの

(新設)

(新設)

でなければならぬ。

一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

（性質）

第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

（新設）

（権利の目的）

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（新設）

（処分の制限）

第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

（新設）

2 樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請し

て、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない

(新設)

- 一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

(新設)

(登録)

第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

(新設)

- 一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
- 5 樹木採取権登録簿に登録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(指示等)

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

ニ 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされな

いとき。

ヌ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

(新設)

(新設)

- 二 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づき公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
- 3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。
- (樹木採取権者に対する補償)
- 第八条の二十三 国は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者(以下この条において単に「樹木採取権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた金額を樹木採取権者に支払わなければならない。
- 4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
- 6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。
- 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

(新設)

8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(農林水産省令への委任)

第八条の二十六 この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(分収造林契約の内容)

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 植栽すべき樹種及び本数
- 四 八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(分収造林契約の内容)

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 植栽（人工下種を含む。以下同じ。）すべき樹種及び本数
- 四 八 (略)

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画（第四条―第二十四条）</p> <p>第三章 罰則（第二十五条・第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条 森林所有者等（指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者若しくはその組織</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画（第四条―第二十一条）</p> <p>第三章 罰則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条 指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体（以下この条において「木材利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画</p>

する団体（以下「木材利用事業者等」という。）又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号へ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号へ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおいて「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（同項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号へ(2)の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等又は木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者、木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者（第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という。）又は木材の輸送を業として行う者

三 (略)

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内

（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等又は木材利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者

三 (略)

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内

容に関する次に掲げる事項及び実施期間

イ (略)

ロ 森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

ハ ホ (略)

ヘ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 木材の需要の開拓の内容

(2) 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

三 (略)

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象となつている民有林（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに保安施設地区（同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあつては、当該施設の配置及び構造

五 (略)

4 事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林

容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ (略)

ロ 森林の所在場所、保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項

ハ ホ (略)

(新設)

三 (略)

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象となつている民有林（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林並びに保安施設地区（同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあつては、当該施設の配置及び構造

五 (略)

(新設)

事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林

の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

5| 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第三項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 (略)

三 第三項第二号から第五号までに掲げる事項(前項の規定により同項に規定する事項を記載した場合にあつては、当該事項を含む。)が第三項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件(その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項(同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。)及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五・六 (略)

6| 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。)についての第四項に規定する事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第四項に規定する事項について、当該事業計画において伐採及び伐採後の造林をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

4| 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 (略)

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件(その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項(同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。)及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五・六 (略)

5| 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。)の立木の伐採及び伐採後の造林を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号ロに掲げる事項について、当該伐採及び伐採後の造林をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

- 7) (略)
- 8) 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第十項第一号及び第十條において同じ。）に関する事項 当該保安林
- 二・三 (略)
- 9) 農林水産大臣は、第四項に規定する事項（保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含むものに限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第四項に規定する事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 10) 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第八項の同意をするものとする。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第五項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。
- 二・三 (略)
- 11) 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第八項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 12) 都道府県知事等は、第一項の認定（当該認定に係る事業計画が
- 6) (略)
- 7) 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第九項第一号及び第十條において同じ。）に関する事項 当該保安林
- 二・三 (略)
- 8) 農林水産大臣は、保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 9) 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第七項の同意をするものとする。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第四項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。
- 二・三 (略)
- 10) 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 11) 都道府県知事等は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係

第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ。）をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあっては、第八項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければなら

13] (略)

(計画の変更等)

第五条 (略)

2 都道府県知事等は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項から第十三項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六条 (略)

2 第四条第六項から第十二項までの規定は、都道府県知事等が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が地域森林計画の対象となつている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定事業計画（第四条第四項に規定する事項を含むもの）に限る。次条及

る事業計画において伐採をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあっては、第七項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければならない。

12] (略)

(計画の変更等)

第五条 (略)

2 都道府県知事等は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六条 (略)

2 第四条第五項から第十一項までの規定は、都道府県知事等が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が地域森林計画の対象となつている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定事業計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第

び第十条から第十二条までにおいて同じ。)に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(森林経営計画の変更の特例)

第九条 森林法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下この条において「認定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画(その変更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画(第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。)について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第四項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 〽 4 (略)

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)

第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、木材安定供給確保事業(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。)に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(森林経営計画の変更の特例)

第九条 森林法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下この条において「認定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画(その変更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第四項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 〽 4 (略)

(新設)

一 認定事業者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 信用基金に出資している認定事業者であつて次に掲げるもの（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつているハに掲げる者を含む。）が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（ロ及びハにおいて「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）又は木材製品利用事業者（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者
三 前二号の業務に附帯する業務

（都道府県の特別会計）

第十七条 前条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

（新設）

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

(国有林野事業における配慮)

第二十条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野の管理経営に関する法律第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

第二十一条 第二十三条 (略)

(国有林野の管理経営に関する法律との関係)

第二十四条 森林所有者等が国有林野の管理経営に関する法律第八条の十二第一項の規定により同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けた場合(当該樹木採取権に係る同法第八条の六第一項の樹木採取区が指定地域内にある場合に限る。)において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等並びに当該樹木採取権に係る同法第八条の八第二項の申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があつたときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなして、第十五条から第十七条まで、第二十一条、第二十二条及び前条(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

第三章 罰則

第二十五条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

(国有林野事業における配慮)

第十八条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

第十九条 第二十一条 (略)

(新設)

第三章 罰則

第二十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 (略)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

2 第十六条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受け、同号に規定する事業を行う都道府県は、第十七条の規定によりその経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において行う場合であつて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第八条に規定する経理を当該特別会計において行うときは、当該経理を第十七条に規定する経理と併せて行うことができる。

第二十三条 (略)

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>（信用基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、都道府県が行う木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給特措法」という。）第十六条第一号に規定する事業並びに農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による請求があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。</p> <p>一 信用基金が当該出資者（その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条第二号若しくは木材安定供給特措法（第十六条第二号）に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となつて）いる第十三条第二項に規</p>	<p>（信用基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による請求があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。</p> <p>一 信用基金が当該出資者（その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となつて）いる第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げ</p>

定する林業者等又は林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハに掲げる者を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二 (略)

4 (略)

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

五 次条、林業・木材産業改善資金助成法第十七条及び木材安定供給特措法第十六条第二号の規定による債務の保証を行うこと。

六 都道府県に対し木材安定供給特措法第十六条第一号の規定による貸付けを行うこと。

七 十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第七号から第十号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

る者を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二 (略)

4 (略)

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法第十七条の規定による債務の保証を行うこと。

(新設)

六 十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

<p>2・3 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下「林業信用保証業務」という。）</p> <p>三 第十二条第一項第七号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保証業務」という。）</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法、木材安定供給特措法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下「林業信用保証業務」という。）</p> <p>三 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保証業務」という。）</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p>

改正案	現行
<p>（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金） 第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金） 第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等） 第四十三条の三 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第十号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等） 第四十三条の三 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例） 第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは「第十五條各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七條中「第十二條第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務」とあるのは「第十二條第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例） 第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは「第十五條各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七條中「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。</p>

改正案	現行
<p>（不動産等の価額）</p> <p>第十条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の三までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十条、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―</p>	<p>（不動産等の価額）</p> <p>第十条 別表第一第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権又は公共施設等運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十条、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―</p>

第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 一〜四の二 (略)	課税標準	税率
	四の三 樹木採取権の登録(樹木採取権の信託の登録を含む)	
(一) 設定の登録	樹木採取権の価額	千分の一
(二) 移転の登録	樹木採取権の価額	千分の一
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の五
ロ その他の原因による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の四
(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
(四) 抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有	千分の二

第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 一〜四の二 (略)	課税標準	税率
	(新設)	

五 百 六 十 （略）	<p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p> <p>(七) 信託の登録 イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>者の数で 極度金額 を除して 計算した 金額</p> <p>抵当権の 件数</p> <p>債権金額 又は極度 金額</p> <p>樹木採取 権の価額</p> <p>樹木採取 権の件数</p> <p>樹木採取 権の件数</p>	<p>一件につ き千円</p> <p>一件につ き千円</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につ き千円</p>
	五 百 六 十 （略）		

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（附則第七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第十五条第二号</p>	<p>第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれら</p>	<p>第十二条第一項第五号及び第六号並びに暫定措置法第六条第</p>	<p>第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六号第一項第一号か</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハに掲げる者</p>	<p>若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハ若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者</p>	<p>木材安定供給特措法第十六条第二号ハ若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者</p>	<p>林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは暫定措置法第六号第一項第三号ハに掲げる者</p>
<p>第七条の二第三項第一号</p>	<p>若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ロに掲げる中小企業等協同組合</p>	<p>木材安定供給特措法第十六条第二号ロ若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六号第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合</p>	<p>第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合 第十七条第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六号第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合</p>
<p>第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		

(略)	第十七条	
(略)	第十二条第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務	に附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務
(略)	第十二条第一項第四号、第六号及び第十号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務	一項第一号から第三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務

(略)	第十七条	
(略)	第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務	並びに同条第三項に規定する業務
(略)	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務	ら第三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務

○（破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（破産管財人の権限） 第七十八条（略）</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、特許権、 実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作 権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五（略）</p> <p>3 6（略）</p>	<p>（破産管財人の権限） 第七十八条（略）</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、実用新案権、 意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作 隣接権の任意売却</p> <p>三 十五（略）</p> <p>3 6（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）</p> <p>第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金償還金、一時借入金及び利子の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額並びに同法第八条の五第三項に規定する権利設定料及び同法第八条の十四第四項に規定する樹木料の収入額の合計額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用並びに同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権に関する事務の執行のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前における繰入相当額の決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）</p> <p>第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金償還金、一時借入金及び利子の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前における繰入相当額の決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文目次

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	1
○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）	2
○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）	8
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）	12
○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）（抄）	14
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	14
○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）	20
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	22
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	23
○ 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	23
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	24
○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（抄）	29
○ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）	29

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第一章の二 管理経営に関する計画（第四条—第六条の四）
 - 第一章の三 調査業務の委託（第六条の五—第六条の十六）
 - 第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条—第八条の四）
 - 第三章 分収造林（第九条—第十七条）
 - 第四章 分収育林（第十七条の二—第十七条の六）
 - 第五章 共用林野（第十八条—第二十四条）
 - 第六章 雑則（第二十五条）
 - 第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）
- 附則

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したものであるもの
 - 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）
- 2 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる国有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。

（分収造林契約の内容）

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 分収造林契約の目的たる国有林野（以下この章において「分収林」という。）の所在及び面積
- 二 当該契約の存続期間
- 三 植栽（人工下種を含む。以下同じ。）すべき樹種及び本数
- 四 植栽の期間及び方法
- 五 保育の方法
- 六 伐採の時期及び方法

- 七 収益分収の割合
- 八 その他必要な事項

(保護義務)

第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 火災の予防及び消防
- 二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
- 三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- 四 境界標その他の標識の保存

(分収造林契約の解除)

第十七条 農林水産大臣は、次の各号の一に該当する場合には、分収造林契約を解除することができる。ただし、造林者の責めに帰することができない場合は、この限りでない。

- 一 当該契約に定められた植栽期間の始期から一年を経過しても造林者が植栽に着手しないとき。
- 二 当該契約に定められた植栽期間が満了しても造林者が植栽を完了していないとき。
- 三 植栽を終わった後五年を経過しても成林の見込みがないとき。
- 四 造林者が当該契約に定められた植栽、保育又は伐採の方法に従わなかったとき。
- 五 造林者が第十三条に掲げる事項の実施を怠ったとき。
- 六 造林者が前条の規定に違反したとき。
- 七 造林者がその分収林につき罪を犯したとき。

25 (略)

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 木材安定供給確保事業に関する計画（第四条―第二十一条）
 - 第三章 罰則（第二十二条・第二十三条）
- 附則

(目的)

第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。

(事業計画)

第四条 指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体（以下この条において「木材利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合には、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等又は木材利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者

三 前号に掲げる者の組織する団体

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ 取引関係に関する事項

ロ 森林の所在場所、保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）とその他の森林との区別、

伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項

ハ 木材利用事業者等の事業所であつて森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

ニ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の所在地、種類及び規模

ホ 促進措置に関する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容（二に掲げる事項を除く。）

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象となつていている民有林（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林並びに保安施設地区（同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海

岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該施設の配置及び構造

五 保安林の区域内において作業路網等（作業路網その他の伐採を実施するために必要な施設であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を整備するために森林法第三十四条第二項本文に規定する行為（以下「形質変更等行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該作業路網等の配置及び構造

4 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件（その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項（同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。）及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五 地域森林計画の対象となつている民有林であつて保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

六 保安林の区域内において作業路網等を整備するために形質変更等行為をしようとする場合にあっては、その事業計画に係る形質変更等行為について、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

5 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。）の立木の伐採及び伐採後の造林を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採及び伐採後の造林をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

7 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第九項第一号及び第十条において同じ。）に関する事項 当該保安林

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設の用に供される森林

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等の用に供される保安林

8 農林水産大臣は、保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第七項の同意をするものとする。

一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第四項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等を整備するための形質変更等行為が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

10 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

11 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採をすることとされている私有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあっては、第七項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければならない。

12 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者等が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

（計画の変更等）

第五条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、当該認定をした都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（事業計画の認定の特例）

第六条 国が森林所有者として加わって事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事等と協議し、その協議が成立することをもって、第四条第一項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

2 第四条第五項から第十一項までの規定は、都道府県知事等が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が地域森林計画の対象となつてゐる民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定事業計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(森林経営計画の変更の特例)

第九条 森林法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下この条において「認定森林所有者等」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画（その変更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならぬ。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第四項において同じ。）に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第九条第一項」と、「変更が適当である」とあるのは「変更が適当である」と、同項第二号イ中「森林生産の保続及び森林生産力の増進」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材安定供給確保事業による同法第二条第一項の指定地域における森林の林業的利用の合理化」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（前項に規定するものを除く。）については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第九条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 市町村の長は、認定森林所有者等が第一項の規定による森林経営計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林経営計画に係る森林法第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

(林業・木材産業改善資金の償還期間の特例)

第十五条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年

を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十六条 森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第一項、第二項及び第七項並びに第二十六条第一項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。

2 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けようとする森林所有者に、前項の規定による事業を利用させることができる。

第十七条 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林（当該森林組合の地区内にあるものに限る。）に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九条第二項第三号に掲げる事業（木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）を利用させることができる。

2 森林組合連合会は、森林組合法第一百一条第七項ただし書の規定にかかわらず、所属員（同条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下この項において同じ。）のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である所属員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林（当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。）に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第一百一条第一項第五号に掲げる事業（木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）を利用させることができる。

(国有林野事業における配慮)

第十八条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十九条 国及び都道府県は、認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 都道府県知事等は、その認定に係る認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の実施状況について報告を求めることができる。

第二十二條 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

（信用基金の目的）

第三條 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2 信用基金は、前項に規定するもののほか、農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）に基づき、農業共済団体等が行う共済事業等に係る共済金等の支払等に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

（資本金）

第五條 （略）

2 5 （略）

6 政府並びに政府及び都道府県以外の者は、第二項の認可があつた場合において、信用基金に出資しようとするときは、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(出資者に対する持分の払戻し)

第七条の二 林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者(以下この条において「出資者」という。)は、主務省令で定めるところにより、信用基金に対し、その持分(林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。)の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 信用基金は、前項の規定による請求があった場合には、主務省令で定めるところにより算定した金額(その金額が当該請求に係る持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により、同項の規定により払戻しを請求された持分を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。ただし、一事業年度における払戻しの総額は、林業信用保証業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして主務大臣が定める金額を超えてはならない。

3 第一項の規定による請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。

一 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となっている第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。)の債務を保証しているとき 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二 信用基金が当該出資者に代わってその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているとき 当該求償権に係る債務が完済された時

4 信用基金が第二項の規定による払戻しをしたときは、信用基金の資本金(林業信用保証業務に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該払戻しをした持分に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかったものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法第十七条の規定による債務の保証を行うこと。
- 六 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 七 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第一項第二号に掲げる保証債務の

額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業保険法第二百十四条の規定により行う業務（以下「農業保険関係業務」という。）及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業保険法及び漁業災害補償法で定める。

3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条の規定による支援を行うことができる。

第十三条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者である林業者等（第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。）が融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者である林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二 出資者である森林組合等がその直接の構成員となつている林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三 出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつて法人で政令で定めるもの

3 第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。

4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

三 森林組合法第一百一条第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第一項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会

- 六 株式会社商工組合中央金庫
- 七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

(業務の委託)

- 第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。
- 2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。）又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。）に委託することができる。
- 3 前二項に規定する者（債権回収会社を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

(区分経理)

- 第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）
- 二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下「林業信用保証業務」という。）
- 三 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保険業務」という。）

(積立金の処分)

- 第十六条 信用基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条各号に掲げる業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(長期借入金)

- 第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

(報告及び検査)

- 第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(出資者原簿)

第二十二条 (略)

- 2 出資者原簿には、第十五条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日
- 三 出資額

3 (略)

(残余財産の分配)

- 第二十三条 信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 (略)

○ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号) (抄)

(業務)

第四条 協会は、次の業務を行う。

一 (略)

- 二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託(沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。)を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行った場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務(以下「特定債務」という。)の保証

三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等（次項において「特定中小漁業者等」という。）であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するものに対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四（略）
2（略）

（基金）

第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

一（略）
二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金）

第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。
（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等）

第四十三条の三 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 前項の金銭は、第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源及び前項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）（抄）

（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例）

第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七條中「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第十八條の規定は、適用しない。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（不動産等の価額）

第十条 別表第一第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時に開ける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）

第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時に開ける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権又は公共施設等運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもって債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。	不動産の価額	千分の四
(一) 所有権の保存の登記 所有権の移転の登記	不動産の価額	千分の四
(二) 相続又は法人の合併による移転の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記 ロ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ハ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の二十
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記 イ 設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の十
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ニ その他の原因による移転の登記	承役地の不動産の個数	千分の十
(四) 地役権の設定の登記	円	一個につき千五百
(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。） 、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、 仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四
(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二

	(八) 抵当権の順位の変更の登記		
	(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記		
	(十) 信託の登記		
	イ 所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の四
	ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
	ハ その他の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の二
	(十一) 相続財産の分離の登記		
	イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の四
	ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の二
	(十二) 仮登記		
	イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	イ 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	ロ 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の十
	ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記		
	(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
	(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
	ニ 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記		
	(1) 所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	(2) 先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	債権金額又は極度金額	千分の一
	ホ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	ヘ その他の仮登記	不動産の個数	一個につき千円

<p>(㉔) 所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの</p> <p>イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記</p> <p>ロ 土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記</p> <p>(㉕) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち、(一)から(㉔)までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）</p> <p>(㉖) 登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）</p>	<p>分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数</p> <p>合筆又は合併後の不動産の個数</p> <p>不動産の個数</p> <p>不動産の個数</p> <p>（同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円）</p>
<p>二 船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）</p> <p>(一) 所有権の保存の登記</p> <p>(二) 所有権の移転の登記</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登記</p> <p>ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記</p> <p>ハ その他の原因による移転の登記</p> <p>(三) 委付の登記</p> <p>(四) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記</p> <p>(五) 抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記</p> <p>(六) 抵当権の移転の登記</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登記</p> <p>ロ その他の原因による移転の登記</p> <p>(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記</p>	<p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額</p>
	<p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p>
	<p>千分の四</p> <p>千分の四</p> <p>千分の二十</p> <p>千分の二十八</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一・五</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p>

<p>(八) 抵当権の順位の変更の登記</p> <p>(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記</p> <p>(十) 信託の登記</p> <p>イ 所有権の信託の登記</p> <p>ロ 抵当権の信託の登記</p> <p>ハ その他の権利の信託の登記</p> <p>(十一) 仮登記</p> <p>イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記</p> <p>ロ その他の仮登記</p> <p>(十二) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(十)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(十三) 登記の抹消</p>	<p>抵当権の件数</p> <p>賃借権及び抵当権の件数</p> <p>船舶の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の隻数</p> <p>船舶の隻数</p> <p>船舶の隻数</p>	<p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>千分の四</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一・五</p> <p>千分の四</p> <p>一隻につき二千円</p> <p>一隻につき千円</p> <p>一隻につき千円</p>
<p>三 (略)</p> <p>四 ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）</p>	<p>ダム使用権の価額</p> <p>ダム使用権の価額</p> <p>ダム使用権の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の一</p> <p>千分の五</p> <p>千分の四</p>
<p>(一) 設定の登録</p> <p>(二) 移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p>	<p>ダム使用権の価額</p> <p>ダム使用権の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額</p> <p>抵当権の件数</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の一</p> <p>千分の五</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p> <p>一件につき千円</p>

<p>(七) 信託の登録</p> <p>イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>債権金額又は極度金額</p> <p>ダム使用権の価額</p> <p>ダム使用権の件数</p> <p>ダム使用権の件数</p>	<p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>四の二 公共施設等運営権の登録（公共施設等運営権の信託の登録を含む。）</p> <p>(一) 設定の登録</p> <p>(二) 移転の登録</p> <p>イ 法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p> <p>(七) 信託の登録</p> <p>イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額</p> <p>抵当権の件数</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の件数</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の一</p> <p>千分の五</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p> <p>一件につき千円</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）

（独立行政法人農林漁業信用基金の特例等）

第六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。
 - 二 第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）又は第四条第一項若しくは第二項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。
 - 三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるハに掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。
 - イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの
 - ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合
 - ハ 木材卸売業者等
- 四 前三号の業務に附帯する業務
- 2 信用基金は、前項第一号の業務については、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。
 - 一 信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
 - 二 公庫は、信用基金が推薦した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行うこと。
 - 三 第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項
 - 四 その他農林水産省令で定める事項

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第三項第一号	第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合	第十七条第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六条第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合
	同法第十七条第一号に掲げる者	林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者
第十四条第二項	第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）並びにこれらに
第十五条第二号	第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務
第十七条	第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務
第二十条第一項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法
第二十八条第二号	第十二条	第十二条及び暫定措置法第六条

（都道府県の特別会計）

第八条 第六条第一項第二号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都

道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（破産管財人の権限）

- 第七十八条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。
- 2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。
 - 一 不動産に関する物権、登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却
 - 二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却
 - 三 営業又は事業の譲渡
 - 四 商品の一括売却
 - 五 借財
 - 六 第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄
 - 七 動産の任意売却
 - 八 債権又は有価証券の譲渡
 - 九 第五十三条第一項の規定による履行の請求
 - 十 訴えの提起
 - 十一 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
 - 十二 権利の放棄
 - 十三 財団債権、取戻権又は別除権の承認
 - 十四 別除権の目的である財産の受戻し
 - 十五 その他裁判所の指定する行為
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。
 - 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。
- 4 裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。
- 5 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 6 破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を

聴かなければならない。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

附 則

（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）

第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金金の償還金、一時借入金金の利子並びに借り換えた一時借入金金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れのほか、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度において支払うべき借入金金の利子に充てるべき金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3（略）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 5（略）

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 6（略）

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の

規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 十一 (略)

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 (略)

(森林経営計画)

第十一条 (略)

2 4 (略)

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

五 第二項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。

六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。

七 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

八 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森

6 林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。
(略)

(森林経営計画の変更)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項の規定による認定（第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

- 二 土砂の流出の防備
 - 三 土砂の崩壊の防備
 - 四 飛砂の防備
 - 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
 - 六 なだれ又は落石の危険の防止
 - 七 火災の防備
 - 八 魚つき
 - 九 航行の目標の保存
 - 十 公衆の保健
 - 十一 名所又は旧跡の風致の保存
- 2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。
 - 3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
 - 4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。
- 第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
 - 2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
 - 3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(指定又は解除の通知)

第三十三条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2（5）（略）

6 前各項の規定は、都道府県知事による保安林の指定又は解除について準用する。この場合において、第一項中「告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、第三項中「通知を受けた」とあるのは「告示をした」と、第四項及び前項中「通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

第三十三条の三 保安林の指定施業要件の変更については、第二十九条から第三十条の二まで、第三十二条第一項から第四項まで及び第三十三条の規定（保安林の指定に関する部分に限る。）を、保安林の指定施業要件の変更の申請については、第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定を準用する。この場合において、第二十九条及び第三十条の二第一項中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは「その保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、第三十条（第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と、第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「当該指定の目的及び当該保安林に係る」とあるのは「保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

（保安林における択伐の届出等）

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2（略）

（保安林における間伐の届出等）

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2（略）

（指定）

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第二十五条第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において

、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。
4 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、第一項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（抄）

（民間事業者の選定等）

第三十六条（略）

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3・4（略）

○ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）

（特別会計）

第十三条 都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2（略）

（独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証）

第十七条 独立行政法人農林漁業信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金に出資している次に掲げる者（その者が第二号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつて第一号に掲げる者を含む。）が、この法律の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる。

一 木材卸売業又は木材市場業を営む者で政令で定めるもの

二 前号に掲げる者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合